

CASEY FAMILY SERVICES ケイシーファミリーサービス 3

1 ポルチモアのケイシーファミリーサービスの場合、特に「母子への支援」(ペアレント・チャイルド・モデル)に力を入れている。母子で里親家庭に住むが、若い母親のみ Foster ケアの補助金ももらえる(子どもは換算されない)。

2. それぞれの子どものパーマネンシー達成を第1優先するシステム。たとえ、子どものパーマネンシープランが「家庭復帰でない場合」(養子縁組・後見人)でも、里親は、子どもと実親/親族との関係を保つよう、あらゆる手段で援助する。

3. インタビュー調査の途中で、「2012年12月一杯で、ケイシーファミリーサービスの Foster ケア実践事業が終結することを知る。現在の子ども達を、12月までに他の里親機関の下の里親家庭に移動させる手続きで大わらわ。何百人のリストラ発生。今後は全米を対象に①助成金提供、②研修、③コンサルテーション、④ケイシーファミリーサービスのモデル、を提供することに今後専念予定。
理由は経済的なこと、「コスト・エフェクティブネス(費用効率)」にある(矛盾点★)。

Kennedy Krieger Institute ケネディー・クリーガー協会 1

1) 設立75年。当初は重度の障害児の入院施設・リハビリテーションセンター。
3部門: ①治療(入院・通院・地域基盤)、②調査研究、③教育(現在600名のスペシャリストの子ども対象に小・中学校経営)。全体で従業員が2500人。

・研究調査費用年間30000ドル。
200~400名のインターン(医師・心理職・ソーシャルワーカー・教育者・看護士等)のスーパービジョン。
【ファミリーセンター】に属するトリートメント Foster ケアは25年前から実施。対象は重度の病弱児・知的障害児。年間500人にサービス提供。
100ベッド認可(平均70床使用)。
・3つのチーム: 医療・精神保健/TFF
・トラウマ治療専門多職種チーム
・97名のスタッフ

左: ロバート・ベイスラー(ケネディー・クリーガー協会ファミリーセンターのFITディレクター)

Kennedy Krieger Institute ケネディー・クリーガー協会 2

隣接するジョンズ・ホプキンス病院がケネディー・クリーガーの Foster ケアの子どもに全ての小児医療・リハビリテーションサービスを提供(入院・通院)。

・パーマネンシー達成結果(2008-2011): 35%が家庭復帰(家族再統合)・25%が養子縁組。25%が長期養護(自立支援)。

・ TIP(Transition to Independent Process: 社会自立への移行プロセス)モデル

・「我々はこの10年間でスタッフと里親を再教育した」

JOHNS HOPKINS MEDICINE
Building Our Promise

Hearts & Homes for Youth "as if they were our own" 子どものハートとホーム

・「ダマムリ」: 10代の母親(2人の子どもまでの条件)対象のサービス。母子自立支援の里親家庭委託

・トリートメント Foster ケア

・シェルターケア

子どもシェルターも運営しているメリーランド州ボルチモアの民間団体「子どものハートとホーム」スタッフと(2012年9月26日)

まとめ 1

1) 我々研究班が最終的に、日本の「被虐待児を養育する里親家庭への民間の治療支援機関構築パッケージ」を作成するにあたり、今回の研究対象機関であった、トリートメント Foster ケアを長年実施しているそれぞれの民間団体で学んだことは非常に有意義であった。コスト面等の難題があるにも関わらず、それぞれの民間団体は試行錯誤しながら、地域の資源との連携のもとにトリートメント Foster ケアプログラムを進めている。今回の対象機関のほとんどが、自ら作り上げたトリートメント Foster ケアモデルを持っている。そのなかからどのプログラムのどの部分が日本の環境に適しているか等、我々研究班で検討していくことができればよいと考える。

まとめ 2

2) 今回のアメリカ調査で最も大きな収穫は、なんといてもFFTA (Foster Family-Based Treatment Association: 里親家庭を基盤とした治療協会)を知りその活動を学んだことであろう。

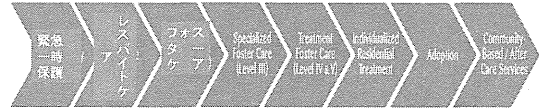
3) FFTAは1988年に北米でトリートメント Foster ケアを実践している民間団体により、研究者や他の専門職との協力で設立され、今では400余の団体会員から成っている。FFTAはすでに「トリートメント Foster ケアのガイドライン」「トリートメント Foster ケアの基準」等を持っており、その内容は過去何度も改訂されている。FFTAは毎年大会を開き、それぞれのトリートメント Foster ケアに関する実践・研究を共有している。

まとめ 3

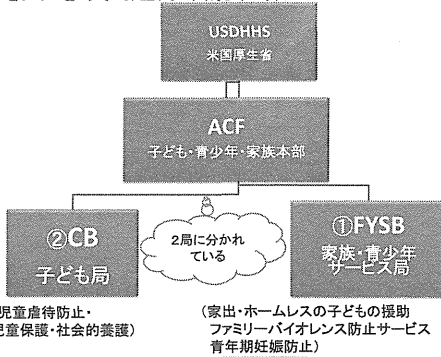
- 4) 今回インタビュー調査をしたペンシルバニア州立ピッツバーグ大学のメリー・エラクティス氏はFFTAが行っているEBP（エビデンス・ベースト・プラクティス：科学的根拠に基づく実践）の調査研究の中心的人物の1人である。ラクティス氏によると、何十年もかけて複数のEBPモデルをすでに築きあげた「家庭訪問事業」とは異なり、トリートメントフォスターケアに関しては、まだ、世界で1つもEBPとして実証されたプログラムは存在しない。トリートメントフォスターケアプログラムは、それほど複雑で、かつ、地域により多種多様なモデルが存在しているとのことであった。
- 5) このような中、我々研究班が、初めから「日本の子どもたちに真に有効であるトリートメントフォスターケアプログラム」を、簡単に、一度につくりあげることは不可能であることは十分認識できる。しかし、この我々の研究期間で収集した情報・データに基づき、「始めの一歩」として日本のケアパッケージを作成することは意義深く、今回のアメリカ調査で得た情報もそれに少しでも寄与できることを願っている。

Pressley Ridge

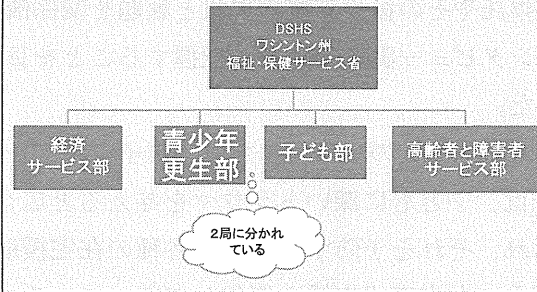
プレスリー・リッジ 2



【図1】米国連邦政府組織



【図2】州レベルの組織(ワシントン州の場合)



平成 24 年度厚生労働科学研究費補助金・政策科学総合研究事業
社会的養護における児童の特性別標準ケアパッケージ
被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究

パリ県を中心とした里親委託の現状と課題

— 関係機関のインタビュー調査を通して —

分担研究者 林 浩康

研究協力者 菊池 緑

I. 調査の目的

社会的養護における児童の特性標準的ケア・パッケージを次年度に提案するために本報告では、パリ県の被虐待児を養育する民間の里親委託機関の里親委託やその後の支援の現状と課題を関係機関のインタビュー調査を通して把握することを目的とした。

人口 6,375 万人のフランスでは、親子と里親委託は、子どもに深いトラウマを与えると広く考えられ、それを予防するために各種の在宅援助と子どもの在宅育成支援を優先して行っている。そのため県会議長又は子ども判事の決定で育成支援措置を受ける子どもと若年成人（18～21 歳）の数は、国の統計局の統計（DREES）では、2009 年度に全国で 148,901 人を数える。

他方、家族から分離され、施設又は家庭に託置されている子どもと若年成人は 130,680 人、うち里親家庭に委託されている子どもと若年成人は 71,705 人である。これらの里親委託児童は、家族分離によるトラウマと、それ以前の親機能不全や不適切な養育等を要因とする様々なメンタルヘルスの障害を抱えている。それらの子どもの里親委託と支援が、パリ県（21 歳未満人口 213 万人）において、どんな実務体制の下でどのように行われているのか、その現状と課題をまず知ることを努めた。

II. 調査の方法

パリを中心に公民の里親委託に関係する機関を訪問し、各機関の責任者と実務家とのインタビュー調査を行った。さらに、それぞれの機関から提供された事業計画書と年間活動報告書および 2010 年度のパリ県児童社会援助報告などを参考に、インタビュー調査の内容を補強する。

訪問インタビューは、2012 年 9 月 23 日から 9 月 28 日にかけて、児童社会援助 l'aide sociale à l'enfance (ASE) を実行する県の児童社会支援保健局 (DASES) の育成家庭支援部 (SDAFE) の下にある里親業務に関係する 3 課およびパリ県と契約関係にある民間の里親委託団体及び在宅育成支援機関を主に訪問し、我々の質問に答えて頂いた。

《訪問先およびインタビュー協力者》

1. パリ県の DASES の育成家庭支援部 (SDAFE) の 3 課

1) 育成支援課 (Bureau des actions éducatives) の責任者 Mme A. Archimbaud (インタビューの結果Ⅳの 1)

2) 児童社会援助課 (Bureau de l'aide social à l'enfance) の地区事務所の一つ (6 区と 14 区担当) 実務主任 Mme Audonnet (インタビューの結果Ⅳの 2)

- 3) SDAFE の技術顧問 (Conseillère technique) の里親委託委員会の責任者 Mme M. Grenier (インタビューの結果Ⅳの 3)
2. 民間団体 l'OSE の開放的育成支援機関
- 4) 所長 Mme Francine Kosman
- 5) 育成支援センター《Collet Julian》の実務主任 Mme Brigitte Abrahams (4),5) インタビューの結果Ⅳの 4)
3. 民間団体 l'OSE の特別里親委託機関
- 6) 所長 Mme Godfroy (インタビューの結果Ⅳの 5)
4. 民間団体 Jonas Ecoute の社会育成型里親機関
- 7) 所長 Laurent Cambon 氏 (インタビューの結果Ⅳの 6 の A)
- 8~10) 実務主任、ソーシャルワーカー、心理士 (インタビューの結果Ⅳの 6 の B)
5. 民間団体の Fondation Grancher のパリ特別里親委託機関
- 11) 所長 Mme Véronique Bayon (インタビューの結果Ⅳの 7)
6. パリ 13 区精神保健協会のセクター間治療的里親委託機関《UIAFT》
- 12) 児童精神科 Dr. Pascal Richard (インタビューの結果Ⅳの 8)
- 13) 元所長、児童精神科医 Dr. Hana Lottman (インタビューの結果Ⅳの 9)
7. 民間団体 CFPE の社会育成型里親委託機関 Relais Alésia
- 14) 所長 Mme Marie-Christine Delpyrou
- 15) 児童精神科医師 Dr. Frédérique de Oña (14),15) インタビューの結果Ⅳの 10)
8. 民間団体セヌ・サンドニ県 Sauvegarde の特別里親委託機関
- 16) 所長 Mme Geneviève Hamoignon (インタビューの結果Ⅳの 11)
- (コーディネーターと通訳は現地の文筆家・田代優子氏のご協力を得た。)

Ⅲ. パリ県の児童養護の概要

—2010 年度児童社会援助報告書¹ を参考に—

1. 里親委託機関の分類

前年度の報告で述べたように、フランスの里親委託機関は行政的に以下の 4 つのタイプに区別され、委託する子どものタイプを多少違えている。

- ① 県立の里親委託機関
- ② 民間の社会育成型里親委託機関
- ③ 民間の特別里親委託機関
- ④ 公立精神病院の治療的里親委託機関

今回訪問した機関には、②の社会育成型里親委託機関と③の特別里親委託機関および④の治療的里親委託機関である。②は、専門的治療を要する精神疾患や薬物中毒のある子どもは受入れず、③は、医療施設と提携して知的障害、発達障害、行動障害、自閉症、エイズウイルス感染児などのハンディキャップのある未成年者と若年成人を受入れている。①から③の機関は児童保護（公的扶助）制度に基づいて税金を原資として運営されている。④の治療的里親委託機関は、医療分野の機関として、明らかに精神疾患のある子どもを対象とし、他の 3 つの機関とは制度的にも区別されている。④の機関は、現在、セクター化された地域の公立精神病院の事業として国の補助を受け、医療費は健康保険によって得ている。その子どものほとんどは司法及び行政措置により委託されている。

これらの 4 つの機関は、障害の重さに差はあっても、同じメンタルヘルスの障害やトラウマをもつ多くの子どもを受入れている。

2. パリ県の里親委託機関

今回、調査地としたパリ県には、県内および県外に設置した 9 つの県立里親委託機関がある。これらの機関は里親委託と支援事業を県から総合的に委ねられ、パリの児童社会援助課 (BASE) が保

¹ Rapport D'activité de l'Aide Sociale à l'Enfance à Paris en 2010

護した子どもをパリ県が採用した地元の里親資格者の家庭に委託している。

この県立機関の外に、県と契約関係にある民間機関が2012年度には8ヵ所ある。これらの機関はパリ県に本部があり、イールドフランス地方の他の7県から要請を受けて他県の子どもも受入れている。従って、民間機関は、子どもの出身県のASEと連携して、パリ県及び機関独自の方針のもとに里親委託を必要とする子どもを受入れ、その委託と支援に総合的に携わっている。

これらの公民の里親機関には、それぞれの子どもを担当するために指名されたレフェラント・ソーシャルワーカー（主に l'assistant sociale 又は l'éducateur がなっている）と里親（l'assistante familial）等が育成チームを形成し、ASE セクターで作られる「子ども計画」および里親機関で作成する「個別的委託計画」（育成計画）に基づいて、子どもに多面的に寄り添い、子どもと親たちの状態や関係の変化を機関の臨床心理士や幹部職員に伝え、早期に子どもの問題を発見し、子どものニーズに対応するための仕組みを機関内に整えている。

そのため、精神的に重い障害をもつ子どもを受け入れる機関には、精神科医も非常勤で配置され、外部の専門の治療施設や特別教育施設と連携して子どもの問題に対応している。

L'ASE のセクター事務所のレフェラントは、里親委託機関で定期的に行われるケースカンファレンス等に参加し、子どもの委託とその解除方針を協議し、それを審機関に伝える役割を担っている。

3. 児童養護に適用される措置の種類

フランスでは、家庭外への託置 placement は、司法的保護と行政的保護の2本建で行われている。

司法が子どもの保護に深く関わるようになったのは、親たちの深刻なマルトリートメントから子どもを保護するために親子問題に介入し、親権を剥奪する法律を立法化した過去の歴史があるから

で、現在でも、危険な状態にある子どもの保護は司法措置として行われている。

2007年の法律 No.2007-293号は行政措置と司法措置の違いをつぎのように定義している。

— 行政措置における社会的援助の条件

「未成年者、その家族又は親権者が未成年者の健康、安全、モラルを危険な状態に置くおそれのある困難に直面しているとき、又は解放された未成年者及び21歳以下の成人が家族的、社会的、教育的困難に直面し、その平衡を損なわれるおそれのあるとき、児童社会援助機関は物質的教育的、心理的支援を提供する。」（社会活動と家族法 L.221条）」

— 司法措置：危険な状態における保護の条件

「親権から解放されない未成年者の健康、安全もしくは精神が危険な状態にあるとき、あるいはその育成条件又は身体的、情緒的、知的および社会的発達を促す条件が著しく損なわれているとき、裁判所は父母共同で、もしくはその一方の、あるいは子を委託された者又は援助機関、後見人、子ども自身及び検察官の申請によって、育成扶助措置を宣告できる。」（民法第375条1項）」

このように、行政措置は困難にある子どもと若年成人及び家族のために予防的に援助を県が提供するものとし、他方、司法措置はより切迫した危険な状態にある未成年者を、親の合意によらず、審判によって宣告できるものとして、行政措置と司法措置の違いを明らかにしている。

◇家庭外ケアに関する措置

家庭外においてケアされる子どもの措置は、子どもの置かれている状態によって、つぎの4つの法律のカテゴリーがある。

【行政決定による措置】

- ① 親となる者がいないか不明の未成年者の一時保護
- ② 親の合意のある未成年者の一時保護
- ③ 若年成人と機関の契約による一時的援助

④ 国家被後見子：児童社会援助機関に養子縁組を前提に保護された子どもで、行政的後見機関から国家被後見子として受理されると、養子縁組が合法的に可能となる

①は、CASF の L223-2 条を適用して県会議長の決定で I'ASE に引き取られた子どもで、置去り児や身寄りのない外国人の子どもの緊急保護に多く適用されている。この場合、子どもの監護権は児童社会援助機関へ委ねられる。

②は、CASF の L222-5 条 1 項を適用して県会議長の決定で受理される子どもで、親達と I'ASE が一時保護契約に署名すると、子どもは仮に保護されるが、親達は親権を完全に保持し、子どもに関するすべての決定に文書で合意するものとされている。

③は、CASF の L222-5 条 1 項を適用して県会議長の決定で行なわれる若年成人の援助。若年成

人自身と I'ASE 機関が契約書に署名して行われる一時的援助である。

④ は、CASF の L224-4 条を適用して県会議長の決定によって ASE 機関に引き取られた後、縁組成立まで I'ASE 機関は子どもを監護し、養子縁組課は養親志願者を募り資格を審査を行い、後見機関は養親資格者又は里親による養子縁組計画を立てて裁判所の審判に委ねるという手続をする。

【司法的措置】

① 育成扶助：民法 375-3 条～375-5 条 (CASF の L222-5～3 条) を適用する措置。

② 親権の委譲 (略称：DAP) 民法 377 条と 377-1 条 (CASF の L222-5～3 条) を適用する措置。

③ 県の後見 (略称：TE)：民法 411 条 (CASF の L222-5～3 条) による。

①の措置では、親たちは措置の適用を妨げない範囲で親権を行使できるが、②と③では、親たちは親権を全く行使しできなくなる。

DASES-SDAFE Rapport d'activite 2010 p.60 図表より作成

図表 1 措置タイプ別にみた I'ASE 及び司法機関から家庭及び施設へ委託された子どもと若年成人の数

	2010年12月31日現在									
	緊急保護 親が不明	一時保護 親の合意	若年成人 の援助	国家 被後見子	強制的 育成扶助	親 権 の委譲	県の 後見	ASE 小計	司法機関 直接委託	合計 人数
県の里親 委託機関	20	73	200	37	985	36	47	1398		1398
民間里親 委託機関		28	45	9	347	11	11	451	19	470
その他の 家庭委託				67					183	250
				(養親資格者)				(信頼のできる第三者)		
家庭委託	20	101	245	113	1332	47	58	1849	202	2118
小 計	10%	31%	19%	82%	43%	87%	57%	35%	77%	38%
養護系施設	63	214	951	24	1531	5	42	2830	58	2888
その他のタ イプの施設	125	16	84	1	277	2	2	507	1	508
施 設	188	230	1035	25	1808	7	44	3337	59	3396
小 計	90%	69%	81%	18%	58%	13%	43%	64%	23%	62%
養護児童	208	331	1280	138	3140	54	102	5253	261	5514
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

図表 1 は、措置タイプ別および家庭と施設に在籍している子どもと若年成人の数を示した表である。項目の《ASE 小計》は、ASE を通して家庭又は施設等へ委託された子どもと若年成人の合計で、司法機関が、直接、子どもを家庭や施設に託置しているケースは 5514 人中 261 人と少ない。

司法措置の中の《信頼のできる第三者》はそのほとんどが親族である。

この表によれば、パリ県の里親を含む家庭委託率は 38%、うち、里親委託率は 34% である。全国の里親委託率は 2009 年度の統計によれば、54% であるから、パリ県の里親委託率はかなり低い。それは、後に述べるように、様々な機能を持つ民間施設が他県に比して発達していることが、親子分離を予防し、引いては里親委託率を低くしているためと考えることができる。

4 施設による家庭外措置児童の受入れ体制

☆県立の施設

パリ県には、里親委託機関を別として、2010 年には、県が運営する 14 の施設とその支部が家庭外に措置される子どもと若年成人を受入れている。

これらの機関には、1059 人の職員が配置され、定員として 982 人を受入れることができる。

県の施設には以下の 4 つのタイプがある。

- 緊急保護センター 1 施設
- 子どもホーム 5 施設
- 職業研修・育成センター 5 施設
- 観察・指導センター 1 施設
- 母子センター 3 ヲ所

県の施設への年間予算は、総計 6049 万ユーロ、その中には人件費も 71.5% が含まれている。p. 66

この 4 タイプの施設には県立の里親委託機関が含まれていないが、他の 2010 年の統計によれば、県が雇用している里親は 982 人、その里親に委託されている子どもと若年成人は 1398 人、これら里親に年間 3 億 8900 万ユーロが支払われている。

☆民営の施設と機関

他方、パリ県が契約を交わし、2010 年度に財政支援をしている民間施設と機関は次の通りである。

- 養護系施設と集合住宅 17 施設
- 青少年のための住宅 5 施設
- 緊急保護機関 2 施設
- 里親委託機関 6 施設 (12 年度は 8 施設に)
- 母子受入れセンター 5 施設
- 親受入れセンター 1 施設
- 開放的在宅育成機関 AEMO/AED 11 施設
- 日中受入センター 2 施設
- 思春期の子どものために心理・教育的又は育成的支援活動通所センター 1 施設
- 身寄りのない外国人の未成年者の日中受け入れる施設 1 施設
- その他の施設 7 施設

SDAFE の育成支援課は、これらの民間施設と機関の事業に対する補助金の申請を調査し、妥当性を審査して以下のように補助金の予算を計上している。

◇民間の居住型施設への 2010 年度予算 p. 84

	児童定員	総合的予算
各種の居住施設	1135	66,085,167€
養護系施設	841	53,686,813
青少年のための住宅	260	9,098,913
緊急保護施設	34	3,299,441
乳児院*	0	0
里親委託機関**	669	29,509,950
母子センター	416	9,784,319
合計		2,231 人
		105,809,709€

* 乳児院は 2009 年度には定員 48 人として予算化されていたが、この年度はなぜか 0 予算となっている。

** 2012 年度には、児童定員は 741 人に増え、里親委託機関の総予算額は、育成援助課の内部資料によれば、33,681,153 ユーロと増額されている、この額には里親への給与も職員の人件費も含まれている。

5. 思春期の要保護児童の増加

パリでは、首都である特殊性から外国から亡命又は不法入国する身寄りのない10代の子どもの緊急保護が激増している。その受入機関として2003年9月から児童社会援助課（BASE）内に、《身寄りのない外国人の子どもの受入機関》（CAMIE）が設置された。この組織はSWが5人、心理士1人、行政的フォローを担当する者から成り、BASEの幹部によって監督されている。

これらの青少年には、路上で保護される者が多く、検事又は子ども判事の緊急保護命令によってCAMIEが受入れられる。その数は、2010年には1508人にも上る。これらの青少年はCAMIEから公民の各種の施設又は里親委託機関へ緊急保護として託置される。その中には、アフリカの南サハラとアフガニスタンから来た10代の身寄りのない子どもが過半数を占めている。女子には、妊娠中の未成年者や出産後子どもと共に保護される若年の母もいる。BASE内には、未成年の妊産婦と身寄りのない若年の母と3歳未満の子どもの受入れる機関（ADEMIE）があり、そこで受入れた母子を公民の母子センターまたは里親委託機関へ委ねて一時的援助を実行している。2010年12月31日現在ではこれらの施設では、若年の母は290人、その子どもが325人を保護している。

参考文献：

- ・ Mairie de Paris, DASES SDAFE, *Rapport d'activité de l'Aide Social à l'Enfance en 2011*
- ・ Mairie de Paris, DASES SDAFE, *Schéma Départemental de Prévention et de Protection de l'Enfance en 2010-2014*
- ・ 菊池 緑「フランスの里親委託機関に関する文献研究」「ふらんすの社会的養護のもとにある未成年者と若年成人の統計的実態」『平成23年度厚生労働科研費研究事業・社会的養護に終える児童特性標準のケアパッケージ:被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究』p.89—103

IV. インタビューの結果

1. 育成支援課の責任者のインタビュー

育成支援課 (*Bureau des actions éducatives*) は、民間の在宅育成支援機関および I'ASE から委ねられる子どもを受入れる約58の民間機関と施設を調査・監督し、これらの機関と施設への財政的補助を決定する機関。ここでは、特に、民間の里親委託と機関への財政的支援に関して *Mme A. Archimbaud* に現状を話していただいた。

(1) 財政的側面

県は民間の里親委託機関に対して財政支援を全面的に行っている。

それぞれの里親委託機関は毎年予算書を作成してこの育成支援課に提出する。予算項目は大きく以下の3つのグループに分けられている。①子どもにかかる費用、②人件費（里親及び機関の職員等の人件費）、③施設の維持費・改修費等。

申請された予算が育成支援課において認められると、上記の3つのグループの費用の合計を児童定員と366日で割って、子ども1人1日当たりの原価を決定する。その原価をもとにそれぞれの機関の年間予算が総合的に決められる。原価は、平均すると140ユーロぐらいである。なお2012年度予算では原価は平均134ユーロとなる。地方にある機関の原価は若干安く120~130ユーロぐらいである。パリは機関の維持費が地方より高くつくためである。原価はそれぞれの機関の事業計画によって違いがあるが、 $\text{原価} \times \text{受託児童数} \times 366 \text{日} \times \text{受託率} = \text{年間認められる予算}$ である。

○原価には里親の報酬を含む

原価の140ユーロには、里親への報酬も約70%含まれている。里親の報酬は、委託される子どもの困難度に合わせた加算があり、それもこの中に含まれている。加算を障害名で決めると、レッテ

ル化や差別につながるおそれがあるので、困難度に応じて加算を決めている。加算は県の里親の方が民間の里親より多く出されている。民間を県レベルにすると予算を確保できないからである。

○里親の報酬と基本給

県の機関に所属する里親への報酬は民間機関の里親より若干高く支払われている。それが、民間機関において里親が不足気味な一つの要因になっている。ただし、民間機関には、独自の収益事業が認められ、8機関中6機関は自己収入がある。寄付金は成長した子どものフォローに活用されている。民間には寄付金を得るように奨励している。

子ども1人当たりの里親の基本給は、国の定める最低賃金²を下回らない額で、県会が自由に決定することができる。

パリ県の基本給は、現在 1243.95 ユーロ。里親が2人子どもを委託されると、収入は基本給の倍となり、その上、若干の加算があれば、ソーシャルワーカーの給与を上回ることになる。

それが問題となっている。フランスでは半数の労働者が月 1,675 ユーロ以下。一人当たりの平均所得は 2,764 ユーロであり、ここから 25%を保険等で差し引かれると、ソーシャルワーカーの月収は平均 2100 ユーロとなる。里親も、もちろん給与から失業保険や年金費用等が差し引かれる。

○里親の解雇

委託児童が里親家庭にいなくなったときには、子どもが委託されるまで4ヶ月の限度で、里親に一定の給与が支払われる。しかし、4ヶ月を越えてなお委託児童がいない場合には解雇される。委託できる子どもがいるのに、断っていることを意味するからである。

現在、里親の定年は 67 歳である。

○子どもにかかる費用

通常子どもは3歳から公立の幼稚園に行く。0～2歳を保育所に預けることはしていない。習いごとで特別に高い費用がかかるときには、各セクターの事務所に特別申請する。通常の習いごとは予算の範囲で県からその費用が支給される。

○難しい子どもを受入れる機関と施設の原価

民間の里親機関へ支払われる子ども一人当たりの一日の原価は、機関の事業計画の内容、特に、どんな子どもを受入れるのかということが、補助金の額に反映される。例えば、難しい精神障害のある子どもを受入れる機関として Relais Alésia と Vabroche という機関があるが、Alésia では、原価は、177 ユーロと他の里親機関より高い。Vabroche では、原価が 450 ユーロである。普通、1人の子どもに対して里親とソーシャルワーカーが2人体制で寄り添っているが、民間機関では、1人のソーシャルワーカーが10数人の子どもを担当する。しかし、Vabroche では、1人のソーシャルワーカーは1人の子どもにかかりつきりである。それで、原価が 450 ユーロとなる。この機関の児童定員はわずかに 4 人。財政的限界からそういう数になっている。

治療型入所施設は、管轄が医療系のセクションになる。治療施設は子ども1人当たり1日 400～450 ユーロかかる。他の一般の施設は 160～180 ユーロくらい。施設は人件費にコストがかかるからである。

(2) 民間機関の里親確保の難しさ

民間も公的機関も里親が不足している。特に、パリ市内では、里親を確保することが難しい。住居面積の基準に合う家が都市部では入手困難だからで、近郊県や地方へ行かないと適切な大きさの住宅が得られない。実親と子どもの交流を考えると、遠隔地への委託は、移動時間も交通費も高くなる。しかし、条件に合う里親家庭を市内ではな

² Le Guide des Assistantes Familiales de L'assmat 2009-2010 p.166 によれば、2009～2010 年度では子ども1人につき月給が 1058.40€、複数委託では1人当たり 617.40€。日当は 35.28€、待機期間中の日当は 24.70€…。

かなか見つけられない。

民間機関における里親不足の事情はさまざまである。イールドフランス地方では、県によって非常に競争的で、より高い報酬を払って里親を確保しようとするところがある。それでも里親委託は施設養護よりコストがかからない。そのため里親を増やそうとしている。

さらに、里親の高齢化³と若年世代のなり手が少ないことが里親確保を困難にしている。

(3) 特別里親委託機関の不足

被虐待的環境で養育されたが故に行動上の問題が著しい子どもに関与する特別里親委託機関が不足している。そのため、それ以外の里親機関がそうした子どもにも対応している。特別里親委託機関は、医療施設と連携する必要があるが、連携できる医療施設も不足している。

後に述べるルレ・アレジアという機関は、特別里親委託機関であったが、連携できる医療施設がないため、特別里親委託機関の名称を最近失った。現在、ルレ・アレジアは社会育成型里親委託機関として行政的に位置付けられている。パリ県には特別里親委託機関が数カ所あるが、難しい子どもの受入れは若干名に留まっている。(激しい攻撃的行動障害等を抱える)子どもが入所できる治療施設も不足している。

そうした状況のなかで養育の困難な子どもは里親家庭で暮らしながら、外部の治療機関や特別教育施設を日中活用することになる。

(4) 複数里親への委託

新たな動向として里親一人に負担が集中しないように、複数里親を決めてケアする方法もとられている。その方法は、機関によってさまざまであり、子どもの状態によって考慮されている。複数

里親への委託は、メインの里親を決めておき、週末などだけ別の同じ里親家庭に委託するという形をとることが多い。しかし複数里親委託は例外的対応である。非常に困難な子どもに対して提供される。また、心身に障害をもつ子どもは、癒やされるために長期間継続して同じ里親家庭で安定して生活することが重要と考えられている。



アルシンボウ課長

(5) 里親の役割

2007年の法律改正に基づき、実親の権利がよりいっそう重要視されるようになった。そのため、親子関係を維持するために裁判所の禁止がない限り、親子面会を定期的に支援することが機関の重要な仕事となっている。それは、里親が実の親に代わる者ではないという考え方に基づいている。長期委託においてもその考え方は変わらない。

里親は、実親による深刻な虐待、親に精神障害があつて、家庭復帰が困難な子どもを長期に委託する傾向がある。特別里親委託機関フロンダシオン・グランシェの子どもの平均委託期間は14年である。

○里親家庭に委託される子どもの数

現在、法律では1人の里親に3人まで子どもを委託することを認めている。その中に同居の実子は含まれない。1人の里親は一機関から委託されるわけでもなく、民間の場合は複数の県から委託されることもある。夫婦がそれぞれ里親の資格を有

³ Rapport D'activité de l'Aide Sociale à l'Enfance à Paris en 2010によれば、30代が7%、40代が26%、50代が49%、60代が17%である。

する場合は、最高6人まで委託可能である。しかし、6人委託する例はまれである。

○里親の休暇

フランスの里親は職業化に伴って有給休暇が認められている。里親がバカンスに委託児童を伴うときには、その子にかかるバカンスの費用も申請すれば、県から支払われる。その間、里親とバカンスに行かない子どももいる。症状の深刻な子どもは行動を共にすることが困難なこともある。他の里親にお願いすることも、子どもだけを休暇村や治療施設へ預けることもある。バカンスの過ごし方は子どもの状況によって考える。バカンス中の実親との連絡も欠かせないことの一つになっている。

(6) 養護系施設の入所期間

養護系施設（児童ホーム、MECS、乳児院等）は短期入所が基本である。これらの施設に入所する子どもは、家庭復帰の可能性のある子どもに利用する傾向があり、入所期間は最長3年位である。

(7) 里親委託解除等

○里親の辞退と退職

里親を辞める理由は、年齢にもよるが、里親に要求されることが最近多くなってきたこと、例えば、育成計画の作成、実親への対応等と里親の仕事が増えてきたことも挙げられている。複数の県やセクターから子どもが委託される場合には、複数の会合に出席しなければならない。どうしても家で預かっている子どものために、そんなに外部の会議に出席しなければならないのかと不満に思う人や面倒になってきた人もいる。それで高齢を理由に辞める人もいる。たとえば3歳から21歳まで育て上げた人の多くは高齢であり、難しい思春期の子どもへの対応は困難、かといって乳児への対応も難しい。そういう人は早期退職をすることもある。

○里親による虐待問題はないのか？

虐待問題で解雇される人はほとんどいない。時には、里親が決められた仕事をできないということもある。里親は懸命にやろうとするが、配偶者や実子が里子に不適切な対応をすることもある。そうした場合には解雇される。

里親家庭での虐待を防止するために、里親にチームの一員としての認識をもってもらおう。孤立しないことが重要。委託機関が委託中に何が起きているかを把握するために機関と協力関係を築くことが重要である。それを育成チームと考えて里親はソーシャルワーカーと共に子どもの状態を観ていくというチームワークが重要である。

虐待というのは、身体的虐待だけでなく、実親を悪く言うとか、そういうちょっとしたことに気付かない里親には、親代わりになろうとしてはいけないことを強調して指導し、子どもが親と里親を対立関係として捉えないよう気を配っている。そのためにもチームで子どもに対応するようにしている。

以上のように *Mme. Angèle Archimbaud* からは

県の民間団体への財政支援の観点から様々な現状を話していただいた。県の財政困難を理由とする現実問題についても聴くことができた。

2. L'ASE のセクター事務所（6区と14区）の責任者のインタビュー

パリ市（県）は、市を20の行政区に分けて地域行政を行っているが、養護問題の発生は区によって大きな違いがある。そのため、児童養護に特化した児童社会援助に関する仕事は、行政区とは別に12のセクター（管轄区）に分けて、セクター毎に事務所を置き、養護問題に対応している。例えば、養護件数の非常に多い18区や20区では、区内を2つのセクターに分けて対応している。反対に、養護件数の少ない行政区は、

2ないし3つの区を1つのセクターとして管轄している。パリ市は、面積が狭く、人口密度が高いため、これらの12のセクター事務所を各管轄区内に設置せず、Reuilly通りの中央官庁の中に集めて、BASEの下に設置している。従って、親子分離に関する養護相談はすべてこの建物内で受付けている。

そのセクターの事務所がどんな実務体制を整え、どのように業務に携わっているのかを実務主任のMme Audonnetに話していただいた。

(1) 地区事務所の任務

このセクターは、他のセクターと大きな違いがない。管轄する6区と14区は豊かな地域だが、それでも、年間約500人の子どもを保護している。これらの子どもは必ずしも家族から強制的に分離されて、里親や施設に長期的に行くわけではなく、親の疲労、あるいは住居喪失等の事情が生じたときに、ここで親と契約を交わして子どもは一時的に保護している。この一時保護は、親の不明な子どもの緊急保護とも別である。ここで行う一時保護は行政措置として行われ、親が「私は援助を求めます」という一文にサインして引き取られる。

これとは別に、親子分離を必要とする子どもは、子ども判事⁴の審判によって、里親や施設に委託される。それは司法措置として行われる。親たちは、親子分離にほぼ合意を拒んでいるが、判事は、1年から2年の措置期限で審判を下している。セクター事務所では、管轄する地区の子どもに司法措置が決定されると、子どもの委託先を調整する。県立の里親委託機関に子どもをお願いする時には、里親委託委員会が委託する家庭を調整し、決定する。民間の里親委託機関に子どもを委託するときには、セクター事務所が直接、民間機関を指定して委託家庭の決定を要請する。

委託後、措置期限が満了するとき、親子の状態がよくなっていれば、家庭復帰の経過をたどる。

⁴ 子ども問題を専門とする裁判官で、第一審裁判所に所属し、民法に規定された育成扶助措置を主に決定する。

(2) 施設の活用

行政措置の一時保護の委託先は、主に maison d'enfants à caractère sociale (MECS) といわれる昔は孤児院と言われていた養護施設である。委託先は、子どもの年齢に合わせて、3歳までは乳児院、年長の子どもなら、個室を提供している施設に行く。一時保護は、6ヶ月を期限に措置され、更新することもできる。しかし、更新して2年になると、親を呼び出して、子ども判事に相談するように命じている。

0～3歳までの里親委託は少ない。最近では、できるだけ早期に里親に委託したいと考えている。乳児院の滞在期間は、長期にならないように心がけている。1年もいる子どもには、養子縁組を考え、3年も乳児院にいないことがないように配慮している。

(3) 懸念情報通報室 CRIPS75⁵の役割

セクター事務所は、ソーシャルワーカーが常駐し、何か問題が起こって、子どもを何とかしなければならぬというとき、そのケースをフォローする機関であるが、クリップスは実行機関ではなく、情報収集機関である。そのため、クリップスに入る情報をクリップスの職員又は問題の子どもがいる行政区の関係機関のソーシャルワーカーがチェックする。そのソーシャルワーカーは、PASEとは別の区の子ども家庭支援機関に所属している。例えば、14区には60人のソーシャルワーカーがいる。そのほか学校関係のソーシャルワーカーが25人いる。これらのワーカーがクリップスと連携して、クリップスに入った懸念情報を調査する。その結果、親子分離を必要すると判断する場合には、調査結果をクリップスへ送り返し、クリップスからセクター事務所にケースが送致されてく

⁵ CRIPS75は、BASE内に設置されていたTSU（通報と虐待緊急事態対応室）を廃止し、2007年に創設された機関で、危険な状態又はそのおそれのある子どもの懸念情報を各種機関から受けるパリ県の情報収集機関。

る。ここでは、その情報を入手してから、この面会室で家族と面接することが多い。つまり、クリップスに入った情報だけで家族をここに呼びつけるようなことはしない。まず、区のソーシャルワーカーが問題のある家庭を訪問し、面会をして、どうしたら適切な援助ができるのかを検討する。それが区のソーシャルワーカーの仕事、その結果、分離した方がいいと判断すると、その情報をクリップスへ伝えられ、これはだいへんだ、とクリップスが考えるとき、その情報を検事に送付し、検事が、親子分離までしなくても何とかなるだろうと判断した場合には、行政措置にもとづいて在宅育成支援（AED）あるいは司法措置にもとづいて開放的育成支援（AEMO）を実行する機関へケースが送致される。

行政機関が行う AED は約 1 年を期限に実行される。1 年で問題が改善されない場合には、AED 機関はその情報を再びクリップスへ送り、クリップスから子ども判事に情報を送付する。その後、子ども判事が開放的育成支援 AEMO を決定すれば、さらにクリップスを通して AEMO 機関にケースが送致されるという仕組みになっている。

他方、子ども判事が、親子分離を必要と考えるときには、クリップスを通してセクター事務所にケースが送致されてくる。従って、その情報は、クリップスと区のソーシャルワーカーとセクター事務所の 3 者で共有することになる。

クリップスは 2007 年に創設されたが、それ以降、こうしたシステムが定着した。以前は、判事が直接子どもに対応していたが、現在はクリップスを通して区のソーシャルワーカーが子どもの問題に対応するようになった。

パリでは、セクターごとに指定された 1 人の子ども判事が子ども問題に対応できるように、l'ASE のセクター事務所が組織されている。

(4) l'ASE のセクター事務所の職員体制

6 区と 14 区のセクター事務所では、それぞれ 1

人のアンスペクター(inspecteur)と実務主任(chef de service)のもとに、8 人のソーシャルワーカーが配置されている。アンスペクターはセクター事務所のトップとして、親権を行使しない親の子ども親権代行権を子ども判事から委ねられる。従って、子どもに関する決定があるときには、彼が親権代行者として契約書に署名する。

実務主任は 8 人のソーシャルワーカーをスーパーバイズし、実務全般の責任を負っている。

このセクターでは、1 人のソーシャルワーカーは 32~35 人の子どもを担当する。里親に委託される子どもには、親担当のレフェラントとして、施設に入所する子どもには、子ども担当となる。担当する子ども数も仕事量も多すぎるので、非常に疲れる職場である。

職員の在職年数は、長い人は 9 年だが、就職してすぐ大変だからと辞める人や 1 ヶ月で辞職してしまう人もいる。仕事もとても難しく大変なので、平均勤務年数は 3~4 年である。

ソーシャルワーカーは私を入れて 9 人。うち、特別エデュケーターの有資格者が 2 人、アシスタント・ソーシャルの有資格者が 5 人、社会家族経済コンサルタントの有資格者が 2 人いて、みなソーシャルワーカーとして働いている。これらの資格は、高卒後 3 年間で取得できる。

セクター事務所は、BASE の意見をきいて、職員を独自に採用することができる。応募者は、国家試験を合格したのち希望職に応募してくる。応募者の中から 1 年間、仮採用し、その後、本採用となる。

○実務主任のオドネさんの仕事と経歴

実務主任は、8 人のソーシャルワーカーのスーパーバイザーをしているが、子ども判事や親たちからの受託要請があるときには、ケースを職員に振り分ける仕事をしている。そのほか医療関係の書類づくりもする。

オドネさんの経歴は、高卒後 3 年間でエデュケ

ーターの資格を取得し、最初は自閉症の子どもの仕事に3年携わった。その後、7年間ソーシャルワークの実務に携わり、それから IASE のセクター事務所 で9年間働いてきた。うち、1年はスーパーバイザーとして仕事した。

セクターの実務主任になるには、社会教育コンサルタントの資格を取得する必要があり、エデュケーターの資格で国家試験を受けて、目的の資格を取得した。国家資格には、理論と知識だけではなく、経験によって身につけた能力（VAE）が審査されている。

（5）里親家庭と施設への託置

家族分離の決定がなされた年少の子どもは里親委託を選択しているが、学童期以上の子どもには施設を選択する。それは子どもの状況にもよる。里親委託を考慮しても、子ども自身が拒否することもあり、里親委託が無理な場合もある。施設と里親でどっちがいいのかということは、年齢によることが多い。10歳以下では里親がいいが、思春期に近づくほど里親委託は困難になる。いずれにしても、施設への長期委託はよくないと思うけれど、12、13歳になると、「絶対に里親はいやだ」という子どももいる。いつか家庭に帰りたいと思っから施設の方がいいと考える子どももいる。

ハンディキャップのある子どもの場合、受け入れてくれる里親さんがいないこともある。専門の施設が見つかるまで、里親家庭で生活する子どももいる。その場合、長期的委託でなく、特別な施設に入所するまでの短期的措置として里親が利用される。ベルギーにある専門施設にそういう子どもを送ることがある。ハンディキャップのある子どもの施設に空きがないからである。

（6）親族里親について

フランスでは、親族里親は制度として存在しない。ただし、子ども判事が委託先として親族を決めることがある。親族は「信頼できる第三者」と

言われ、若干の手当が支給される。事故で両親が亡くなった子どもには、施設や里親より祖父母のほうがいい場合もある。「信頼できる第三者」は司法保護機関が支援し、ここでは支援していない。

里親は職業化しているのだから、親族の子どもの里親になることは難しい。

（7）子どもの里親委託のプロセス

里親委託をする場合、パリには9つの県立の里親委託機関と8つの民間の里親委託機関がある。民間機関に子どもを委託する理由は、県の機関だけでは足りないからである。県の機関の里親は、高齢化しているため、乳幼児や思春期の子どもの委託は困難である。民間機関の方が充実した内容の仕事をしているという傾向がある。

パリでは、まず県の機関を優先して子どもを里親に委託している。定員を充足するように県から言われているからである。

○子ども計画の作成

セクター事務所では、委託先を決定する前から《子ども計画書》⁶の作成を始める。子ども判事が親子分離の審判をくだすと、すぐに子どもの親を呼んで、事務所において実親と一緒に《子ども計画》を作成する。

セクター事務所が子どもを引き受ける時には、その子どものケースを担当するレフェラント・ソーシャルワーカーを指名する。そのレフェラントは、子どもの親を担当し、実親と面接して、親に関する情報を里親委託機関に伝える役割がある。里親機関にも委託された個々の子どもを担当するレフェラント・ソーシャルワーカーが指名される。この二人のレフェラントが協働して親子を支援する仕組みになっている。里親機関のレフェラント

⁶ 社会的支援/家族法第 L223-1 条にもとづいて ASE セクターと家族によって作成される契約書。子どもと家族に関する主要な情報、面会、就学、費用負担、育成計画などを明記し、セクターおよび受入れ先機関の責任者と、親権保持者が署名する。この文書にもとづいて里親委託機関はさらに個々の子どもの個別計画を立てることになっている。

は、里親の情報と子どもの生活状態をセクターのレフェラントを通してセクターに伝える役割がある。従って、セクター事務所と里親委託機関の接触は継続して常にあることが必要である。

子ども判事は、委託後2年を経過した時点で、実親と子ども、里親委託機関、I'ASE セクターの代表を招いて子どもと親の状態を評価し、措置の見直しを審理する。委託の解除を決定するときには、家庭復帰後の在宅育成支援を行う機関に予後の支援行わせる。2年後に委託解除が無理な場合には、子ども判事は委託の継続を決定する。このようなとき、実親を呼び出しても裁判所に来ない場合は、子ども判事はセクター事務所のアンスペクターに親権代行権を与えて、子どもに関する決定の合意をアンスペクターから得ることができる。

以上のように、Mme Audonnet からはセクター事務所の仕事と職員の役割を詳しくお聴きした。また、児童養護関連のすべての情報は、つぎの流れによって調査され、実行に移されることを知ることができた。すなわち、すべての養護問題は→県の情報収集機関クリップスへ→情報を調査するために地域のソーシャルワーク機関へ→調査結果をクリップスへ、クリップスから→措置決定機関へ、決定した措置又は処遇を→実行機関又は施設へ。従ってこれらの複数の機関は一人の養護児童と家族の情報を発生から共有しながら問題に対応していることがわかった。県と市町村の協力関係・役割分担を考えるうえで参考となるのではないだろうか。

3.SDAFE の技術顧問、里親委託委員会 責任者とのインタビュー

里親委託委員会は、9つの県立里親委託機関の代表と I'ASE の代表から構成される協議機関で、子どもの委託先家庭を調整するほか、里親関連の課題と将来計画などを協議し提言する機関でもある。技術顧問の仕事は、この委員会を主宰し、アドバイ

スすることその仕事となっている。Mme M. Grenier からは、とくに県の里親委託の現状と委員会の仕事および県立機関と民間機関の違いなどお聴きした。

(1) 里親委託委員会の役割

里親委託委員会は、県立の里親機関にのみ関与し、民間機関の里親委託には関与していない。県立機関は、現在、約1200人の子どもを約900人の里親に委託している。それぞれの里親委託機関は、独自に里親を募集し、採用した里親資格者の家庭に、県会議長又は司法機関の判事の決定にもとづいてセクター事務所から委ねられる子どもを委託し、子どもと家族に寄り添って、子どもの状態と親子関係の変化を評価し、支援している。

この技術顧問の部署は、最近新しく作られたもので、県立里親委託機関へのアドバイスを仕事としている。特に、県の里親委託機関の事業計画書の作成を指導する役割も与えられている。また、外国から来る未成年者の増加に伴う里親委託の状況を2週に1度開かれる里親委託委員会に報告している。里親家庭から追い出されたり、逃げ出した子どもがいるときには、その子どもを受け入れる里親についても委員会で協議している。

委員会では、L'ASE に委ねられた子どもの委託家庭が決まっていないとき、まず、子どもに関する情報、たとえば、学校に関する情報、健康状態、家族関係などを提供する。それを基に9つの県の里親機関に所属する里親の中で子どもを引き受けられる里親を協議して決める。それが無理な場合には、予備的に里親委託機関を検討する。

(2) 県立と民間の里親機関の違いとは？

民間機関は、特定の子どもを受け入れる傾向がある。そのため民間機関の方針に合わない子どもは県立機関の方で受託しなければならない。民間機関には、思春期の子どもと若年で出産した未婚の母子を委託対象とする機関もあるけれども。

民間機関の里親への子どもの委託は、セクターの事務所が携わる。民間機関は、セクターから要請を受けると、時間をかけて子どもを選ぶことができる。心理士など専門職がその子どもを引き受けるかどうかをチームで検討して決める。県の機関は、緊急性があるため、民間のように検討する時間の余裕が民間機関ほどない。

それから子どもと里親になにか問題のあるときは、民間機関に相談する前に委員会にケースが戻されるため、委員会が県の里親機関の間で問題を解決することが求められる。繰り返しになるが、民間機関は子どもを選択できるけれども、県の機関には、選択の余地がないということである。それが民間機関との大きな違いといえる。

(3) 親子の面会

県の里親委託機関は、パリから西 200 キロに 3 カ所、南 200 キロに 2 カ所、50 キロ以内に 4 カ所設置されている。親のいない子どもとか、それほど親が子どもに会う状況にない子どもは遠隔地にある機関の里親に委託される。ただし、遠いところに委託しても、親が子どもに会えるように交通費を親に支給して面会できるようにしている。場合によっては、子どもを親元につれて行くこともある。なるべく子どもが親に会えるよう支援している。面会の場所は、子ども判事から宿泊を許されているケースでは、実親の家で行われる。宿泊を認められていないケースは、心理士が、親の家に子どもを連れて行き、子どもは泊まらずに里親家庭に帰る。また、親子だけの面会が認められていない場合は、心理士が面会に立合って行われる。子ども判事が、立会なしで親に会っても子どもが安全と判断しているケースのみ、親子だけの面会が認められている。親が暴力を振うことや精神的問題をもつことが多いからで、親の状態が改善されれば、立会なしで親子が会えるように支援される。このように、面会のみから外泊へと段階を踏んで進められる。親の状況が良くなると、その子

どもが委託されている地方の里親機関へ、県が親に交通費を払って行かせ、親はその機関の施設の中で子どもと一緒に食事したり、遊んだり、散歩などして一日を過ごす。帰りの交通費も県が負担している。

里親の家へは最初の 1 回だけ親を連れて行くけれど、それも親の状態がいい場合に限る。子どもがどういう所に住むのかを親が知るために。まれに親が里親の住所を調べて訪ねることもあるが、基本的に、状態のいい親だけが里親家庭を 1 度だけ訪ねるようになっている。その他の機会に実親と里親が接触する機会はあるが、状態が良くければ、接触しないように配慮している。実親と里親の仲が良くなることを想定していないからである。

親子が面会する場所は、一般に里親機関の面会室であって、最初の面会は、里親機関の職員の立ち合いのもとで行われる。その後は、実親の状態次第で面会の仕方を決めている。

実親の情報を詳細に子どもに伝えることは、その成熟度と状態を見てケースバイケースで行う。子どもに会いに来る実親に精神障害があり、行動に問題のある場合には、子どもにわかる言葉で、レフェラント・ソーシャルワーカーがあらかじめ子どもに説明をしている。そういう仕事は、里親ではなく、レフェラントの仕事となっている。

(4) チームの一員としての里親

里親は、専門職なので、子どもの事情は詳細に伝えられ、チームの一員であることの認識を指導されている。里親は総合評価を行うケースカンファレンスにも参加する。そういうとき、里親は実親の近況を詳細に知ることができる。以前は、里親には詳しい情報は伝えてこなかったが、職業化され、子どもの状況を客観的に理解できるように里親にも子どもとその家族の情報を伝えるようになった。ただし、子どもに親のことを説明するのはレフェラントの役割であって、里親の仕事は、子どもが安心できる暮らしを提供することである。

(5) 実親への支援

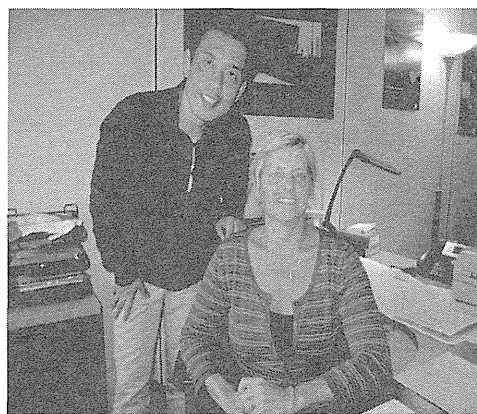
最近、実親の権利がいつそう尊重されるようになった。子どもに関する決定は、機関が勝手に決めるのではなく、親の同意を必要とする。

子どもには、子ども担当のレフェラントと親担当のレフェラントが指名されている。親担当のレフェラントは、親子関係の修復を支援する役割があるけれども、それは BASE のセクターのソーシャルワーカーの役割である。ただし、セクターのソーシャルワーカーは担当する子ども数が多すぎて、親をサポートしきれていない。他方、里親機関の子ども担当のレフェラントは、親子の実情を理解していても、実親への支援は不十分である。

親が子どもを自分の家に泊まらせることをなかなか認めてもらえないため、「親子関係がよくなってきているので泊めることはできないだろうか」と、遠くの里親機関のレフェラントがパリまで上京して家族の家を訪ねて、状態を確かめ、それを子ども判事に報告して「宿泊しても大丈夫ですよ」と進言することもある。県の親担当ではなく、里親委託機関の子ども担当のレフェラントがそうした実情を伝えることが一般的になっている。

(6) 子ども担当のレフェラント

県立の里親機関のレフェラント・ソーシャルワーカーは最高 20 人の子どもを担当している。それを 15 人ぐらいにしたいと願っている。里親と子どものことだけでも、色々と仕事があるので、20 人では、子ども里親双方に会うためには仕事量が多すぎる。15 人でも大変である。子どもと何度も接触して信頼関係をつくることが必要だからである。里親不在でも、子どもと話し会える信頼関係をもてるようにすることが重要であり、その信頼がなければいい仕事はできない。第三者の立場に立つレフェラントの役割は重要である。



林 ヴァルニエ顧問

(7) 里親について

法律では、里親家庭には、3 人まで子どもを委託できる。夫婦がそれぞれ里親の資格があれば、6 人までは委託できるが、そういうことはしていない。3 人目でも躊躇する。家の大きさや里親の力量、子どもの大変さを考慮して子ども数を考慮している。

里親家庭で一番多いタイプは、専業里親とその配偶者が別の仕事をもつカップルだが、単身の里親が増加する傾向もある。パリでは半分为離婚するので、男性 1 人の里親もいる。地方は伝統的な夫婦の家庭が主流、同性カップルは実際に里親になるのは難しい面がある。実親がそれをよしとするかどうか、子ども自身の意向も考慮している。県は同性カップルを禁止していない。子どものいない単身者には里親がいないが、子どものいないカップルはいる。こうした人たちは本当に里親になりたいのか、それとも子どもをもてないから養子縁組しようとしているのかを見極める。里親委託の場合は、里親であって養子縁組を前提としないということが重要である。

(8) 里親と委託児童との養子縁組

子どもが里親に長期間預けられているうち、実親が子どもに会いに来ないし、子どもに対する親の関心がない場合には、その子どもとの養子縁組を里親が希望するときには、養子縁組が考慮される。縁組をすると、里親の給与は支給されなくな

る。委託中に里親が縁組した場合には、今年まで子どもが成人するまでの養育費が引き続いて支給されてきたが、今年度から一括して1度だけ支給(約5000ユーロ)されるようになった。それ以降の支払いはなくなったということである。

縁組後も里親であり続けたいという里親の場合、里親として里子の対応が困難と判断されるときには、子どもを委託していない。養子はその家庭に居場所をもてるようにすることが重要と考えるからである。そこが実子とは異なる点である。

2人の里子が小さい頃から一緒に暮らしてきたというときに、その一人だけを縁組することも、もう一方の子どもが複雑な思いをもつので、そういうことも考慮される。

(9) 実子の問題

そのほか、委託する子どもと実子の年齢は考慮している。実子が、委託後に困難な状態になるときは、里親の要請に応じて、チームで関与する。しかし、実子を担当するレフェラントという考えはない。

子どもが家庭復帰した後に、実子の喪失感が問題になることもある。実子又は里子の当事者会がいくつもあるが、二つの会の中に密な関係はない。実親の会もあり、県には、批判的な会である。

(10) 県立の里親委託機関の事業計画書

児童養護に関係する各種の施設と機関は、2002年の法律にもとづいて施設又は機関の事業計画書(Projet de service)の作成を義務づけられた。

県の里親機関もすでにその作成が終わっているところもあるが、その指導が技術顧問の仕事になっている。長い歴史のある機関には、新たな視点から事業計画を立て直すことを考えるように促すこともある。古い考え方をする人たちに刺激を与えようとして、9つの機関がチームで事業計画書を作ろうという気持で取組んでいただくようにアドバイスしている。9機関中2機関はなお作成中。

各機関の事業計画書は誰でも閲覧できる。

(11) その他の取組みと課題

一 レフェラントのマニュアル

現在、9つ里親委託機関のレフェラントの仕事を通性のあるものとし、客観化できないかと検討している。そのために里親さんの評価やその他の人々の声を反映して《レフェラントのマニュアル》を作成中である。

一 里親委託委員会の課題

現在、里親委託委員会は、県立の里親委託機関へ委託する子どもに関してのみ関わっているが、この委員会に民間機関の代表も出席して、すべての委託児童に関する委託先家庭を、みんなで考えてほしいと願っている。そうしないと民間機関が特定の子どもの選択し、県の機関は民間の引き受けないあらゆる子どもを引き受けなければならないからである。そういう意味で機関相互の協力が必要と考えている。

民間機関の里親への子どもの委託は、セクター事務所と民間機関がやりとりして個別にお願いしている。セクターは民間機関の特性を把握しているとしても、民間機関は、無理だからといって子どもを返してきくこともある。公的機関は返すわけにはいかないのでもう少し公民の協力関係が必要。そうでなければ、公的機関は苦勞ばかりを押し付けられることになるからである。

一 地域格差と里親確保の問題

里親の基本給の額は県によって違いがある。複数の県から子どもが委託される場合は、県ごとの里親の給与差があるため、できれば、一つの県の里親だけで里親を確保できればよいけれども、実際には、難しい。

パリの里親機関は、心理士が配置されているので、心理士とチームを組んで行う支援が可能である。県によってそれができない県もあり、そういう支援体制が影響して、里親の応募数に格差が生じている。

また、大都市では、家が狭く、育成的に貧しい環境では、里親になることが難しい。実際に里親になっている家族は、大きな家に住み、豊かな階層が多い。そうした階層は他の仕事に就くことも多く、パリ市内では、里親のなり手が少ない。地方では、経済危機の影響もあり、里親を仕事として希望する人が増える傾向がある。男性でも、工場が倒産し仕事なくなると、里親の給与は悪くはないので、里親として働こうとする者が増える傾向がある。かつては乳母として里親は見下されていたが、今では、やりがいのある立派な仕事という意識も向上しているので、里親になろうとする人が増えている。

以上のように、*Mme Grenier* からは県の里親委託全般の現状と公民の機関による里親委託の違いを聴くことができた。県の機関は、民間が引き受けられない子どもを引き受けなければならないが、1人のソーシャルワーカーの担当する子ども数が20人と多すぎる問題があり（民間では15人位）、民間里親委託機関より厳しい労働条件の中であらゆるタイプの子どもの引き受けているということも知ることができた。

4. ロゼの開放的育成支援機関のインタビュー

フランスでは、在宅育成支援に公立の機関はなく、すべて民間機関によって実行されている。パリ市には、在宅育成機関が11施設あり、2010年度末には、司法機関が措置する開放的育成支援（AEMO）を受ける0歳から17歳の子どもが2509人、行政措置として行われる在宅育成支援（AED）では、0歳から20歳の子どもと若年成人が1641人いる。その育成支援機関の一つ、民間法人 *Oeuvre de Secours aux Enfants (l'OSE)*、以下ではロゼとする）が運営する育成支援センターを訪問し、家族分離を予防する目的をもって実践されている開放的育成支援および家族分離後の家庭復帰を予後的に支援する在宅育成支援がどんな実務体制のもとで、どの

ように活動しているのかを、所長の *Mme Francine Kosman* と育成支援センター《*Collet Julian*》の実務主任 *Mme Brigitte Abrahami* に聴かせていただいた。

なお、ロゼの開放的育成支援機関は、1976年にその事業資格を得て活動を本格化し、現在、パリ市内およびイールドフランス地方に4つの支部をもち、AEMO および AED で委託される800人余の青少年の育成支援と家族支援の活動に携わっている。

(1) ロゼの開放的育成機関の仕事

ここでやっている育成支援には、県会議長の決定による行政措置と、裁判所の子ども判事が決定する司法措置があり、行政措置では、親が契約書に署名して行われる。

家族が直接ここに相談にくる場合は、相談に応じてアドバイスをしているが、それは行政措置でも司法措置でもなく、この機関の独自の仕事として行ない、その人件費等はロゼの自主財源から出されている。そのためユダヤ人の家族に対してのみ対応している⁷。

開放的育成支援（Action éducatives en milieu ouvert、略して AEMO）は、子ども判事が、観察、育成又は開放的環境で子どもの再教育を行うことの認められた機関を指定して、家族が直面している物質的、精神的困難を克服するために、家族を援助し助言するための措置で、命令を受けた機関は、子どもの発達の状態をフォローし、定期的に判事に報告しなければならない（民法 375-2 条）。この事業に携わるためには、司法大臣と県会議長の許可を必要としている。

行政措置として行う在宅育成支援（Actions éducatives à domicile 略して ADE）は、社会支援と家族法第 L.222-1～L.222-3 を適用してつぎのよ

⁷ ロゼは、ユダヤ人の子どもと家族の医療保健相談に応える機関として1902 ベテルスブルグにおいて創設された。その後、ユダヤ人迫害の歴史の中で、独自の国際的基金をもち、ユダヤ人の子どもと家族を援助する活動を行ってきた。現在でも、活動の一部にユダヤ人への援助が継承されている。

うな目的で行っている。《父、母および子どもを実際に引き取っている者の合意と申請に基づいて、援助し寄り添うことによって行う支援である。それは、その子どもの健康、安全、扶養、育成が援助を必要とするときに、物質的および育成的条件を整えて、子どもに起こる危険を予防する目的をもって行われる。》

この事業に携わるためには県の許可のみを必要としている。そのほかに AEMO を決定する前の段階で、司法省の要請を受けて育成的調査と育成方針を提案する事業 (AIO) もロゼは携わっている。

AEMO と AIO は司法大臣の許可を必要とし、財政面では県の全面的支援がある。AIO は、法務省の政令にもとづく事業で、これは裁判所とは関係なく、司法省が関係して調査結果を参考にして子ども判事が育成扶助を決定している。その結果、なんの措置も必要ないという決定もある。

AEMO が制度化されたのは 1956 年。なぜかという、里親委託はお金がかかるのに効果があまりないということを指摘した報告書が 1956 年に出され、こうした別の事業とそれを行う専門機関をつくることになった。それは、子どもを家族から引き離さず、家族が自分で子どもを育てることを支援する目的がある。

AEMO は、民法 375 条から 375-1 条が規定する育成扶助制度に基づいているが、それは、

《第三者の寄り添いがなければ、家族が子どもを保護し育成する手段がわからず、子どもの健康、モラル又は安全が、危険な状態にあるとき、又はその身体的、情緒的、知的および社会的発達に重大に侵害される状態があるとき、適用される。》

これは、6 ヶ月から最高 2 年の期限で決定されている。ロゼの開放的育成機関は AED と AEMO と AIO の 3 つの機能があるが、今後、それが二つに分けられるかもしれない。2007 年の法律では、AED をより積極的に推進する方針が示され、パリ県でも、AED に関する情報提供を強化し、申請書

類の作成にソーシャルワーカーがもっと手伝うように奨励している。

(2) 機関の実務体制

ロゼの開放的育成支援機関は、最近、県中心主義によって、パリ県の子どもを中心とし、例外的にそれ以外のイルドフランス地方の子どもを受け入れるようにという方針で変化している。他県から送られてくる子どもには他県からの財政支援を受けている。

育成支援センター《Collet Julian》には、ソーシャルワーカーが 7 人 (エデュケーター 5 人とソーシャル・アシスタント) と、心理士 1 人 (0.5ETP)、秘書 1 人および機関職員を 1 人配置している。そのほか、精神分析医兼児童精神科医 1 人 (0.18 ETP) が子どもの病状について話し合うため週 1 度、半日の勤務でここに来る。それから民族学心理士に月に 2 時間の会議に出てもらう。そのほか、家族支援に携わるソーシャルワーカーと一緒に家族にも面接する。この心理士は、他の 3 つの育成支援センターでも働いている。子どもだけでなく家庭全体への援助にも携わっている。なぜ民族学心理士なのかというと、多様な民族と特殊な文化をもつ家族に我々が対応しているからで、最近では、北アフリカや中国系の家族も増えている。民族学心理士には、裁判所の審判のとき、専門的立場からその家族の精神状況を証言してもらう。この心理士は、ロゼの他の 3 ヶ所にある育成支援センターでも働いている。

ロゼでは Créteil というところに新たに育成支援機関を新設中である。新設は、法務省と県の新設計画が出されるとき、企画書を作成して提出し、プレゼンテーションをする。その企画が通れば設置することができる。

(3) 家族への対応

育成支援ケースの送致を措置機関から受けると、基本的に家族全員にここに来てもらって面接する。